

「新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金の特別取扱い」の終了について

東レ福祉会の退職医療共済制度では、新型コロナウイルス感染症と診断された場合、入院だけでなく、医療機関の事情などにより自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合（以下、「みなし入院」といいます。）も、入院給付金のお支払いの対象としてお取扱いしてきました。

このたび、感染症法が改正され、**2023年5月8日（月）**から新型コロナウイルス感染症が5類感染症（季節性インフルエンザ等と同じ）へ変更されることとなり、これに基づいて「**入院給付金の特別取扱い**」を終了いたします。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院給付金支払い対象範囲については、下記をご参照ください。

■ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院給付金支払い対象範囲

ケース		陽性診断日（診断年月日）		
		2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院された場合		○	○	○
宿泊・自宅療 養された場合 (みなし入院)	重症化リスク の高い方(*)	○	○	×
	上記以外の方	○	×	×

○：支払い対象 ×：支払い対象外

(*)「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により新たに酸素投与が必要な方」

■ 「みなし入院」に係る入院給付金の支払い対象期間について（2023年5月7日まで）

支払いの対象となる期間は医療機関を受診し陽性と診断された日から厚生労働省等の定める解除基準に該当した日（保健所・自治体から通知された解除日）となります。

■ 「みなし入院」に係る入院給付金請求時の必要書類について (2023年5月7日まで)

療養期間	請求に必要な書類
療養期間 11日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金請求書 <次のいずれかの書類> ● 診療明細書の写し、または調剤明細書の写し ● 「新型コロナウイルス感染症に罹患したこと」がわかる<u>保健所・自治体が発行する証明書</u>^{*1} <p>※1 就業制限・解除通知、宿泊・自宅療養証明書、入院勧告書、「My HER-SYS」の療養証明書（印刷したもの）^(注)等</p> <p>(注) 「My HER-SYS」の療養証明書には「解除日」の記載がないため、証明書を印刷後、余白に保健所等から通知のあった「解除日」を記入してください。</p>
療養期間 12日以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金請求書 <次のいずれかの書類> ● 診療明細書の写し、または調剤明細書の写し ● 「新型コロナウイルス感染症に罹患したこと」および「療養期間」がわかる<u>保健所・自治体が発行する証明書</u>^{*2} <p>※2 就業制限・解除通知、宿泊・自宅療養証明書、入院勧告書等</p> <p><注意>療養期間12日以上の場合は「My HER-SYS」の療養証明書は利用できません。</p>

★療養期間とは、陽性診断日から解除日（療養終了日）までの期間を指します。

★上記の「みなし入院」にかかる入院給付金支払いに関するものは2023年5月7日までに陽性と診断された場合の取扱いです。2023年5月8日以降に陽性と診断された場合で、入院以外の療養については入院給付金の支払い対象外です。

以上